(目的)

第1条 この要領は、石綿セメント管(以下「石綿管」という。)の撤去工事に おいて、石綿障害予防規則(以下「石綿則」という。)および廃棄物の処理及 び清掃に関する法律を遵守し、石綿粉じんの飛散及び石綿のばく露を防止し、 産業廃棄物として適正に処理するための事前調査及び作業方法等の手順を定 めるものである。

(適用範囲)

第2条 碧南市及び碧南市水道事業(以下「発注者」という。)が発注する道路 掘削工事(以下「掘削工事」という。)に適用する。

(定義)

- 第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定める ところによる。
 - (1) 掘削工事とは、道路を開削し、構造物を設置する工事をいう。
 - (2) 撤去工事とは、残置されている石綿管の掘削、取外し、撤去、仮置き、運搬、処分及び埋め戻しまでの一連の工程をいう。

(事前調査)

- 第4条 発注者は、掘削工事を発注する場合は、設計図書等に別表1の項目を記載するものとする。また、石綿管の埋設状況について、碧南市水道事業に確認した後、石綿管の残置が予測される場合は、別表2の項目を追記するものとする。
- 2 受注者は、設計図書等に別表 2 の項目の記載がある場合は、碧南市水道事業 に確認するとともに、その結果を記録し工事打合せ簿にて発注者に報告しなけ ればならない。

(確認作業)

第5条 受注者は、掘削工事施工中に不明管を確認した場合は、速やかに発注者 へ報告しなければならない。また、不明管が石綿管であると確認した場合は、 石綿管を破損することなく、管径、土被り、道路端からの距離を測定し、工事 打合せ簿に写真添付のうえ、報告しなければならない。 (状況判断)

- 第6条 発注者は、石綿管の確認報告を受けた場合は、碧南市水道事業に報告するとともに現場を確認の上、石綿管を破損することなく、構造物の施工が可能か判断する。
- 2 受注者は、石綿管を破損した場合は、速やかに散水により湿潤状態を保ち、 飛散防止に努め、石綿則に定められた措置を講じなければならない。
- 3 碧南市水道事業は、石綿管の撤去の必要性及び時期等を判断する。
- 4 構造物の施工が可能と判断した場合は、掘削工事を継続することができる。
- 5 構造物の施工が不可能と判断した場合は、掘削工事を一旦中止し、丁寧に埋め戻しを行うものする。ただし、第7条第2項及び第3項に基づく対応が可能な場合は、この限りではない。

(石綿管撤去工事)

- 第7条 石綿管撤去工事は、碧南市水道事業若しくは掘削工事の発注者が行うも のとする。
- 2 石綿管撤去工事の受注者は、石綿則第4条に記載の事項を加えて、別表3の項目を記載した作業計画を作成し、事前に発注者に提出しなければならない。
- 3 石綿管撤去工事を施工する際は、石綿則に定められた対策を講じなければな らない。
- 4 同条第2項及び第3項に基づく対応が可能な場合は、石綿管撤去工事の着手 をすることが出来る。

(設計・積算に関する留意事項)

第8条 設計・積算に関する留意事項は、別紙のとおりとする。

附則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。

別表 1

条件	項目
道路掘削工事を	本工事において、不明管が確認された場合は、速やかに監督
施工する場合	員と協議するものとする。この場合において、不明管が石綿
	セメント管であるときは石綿障害予防規則及び石綿セメン
	ト管撤去工事に関する設計・施工要領に沿い、適切に対応す
	るものとする。

別表 2

条件	項目
石綿管の残置が	本工事は、石綿セメント管が残置されている可能性がある道
予測される場合	路が含まれているため、碧南市水道事業に備付けの石綿セメ
	ント管管理台帳にて事前調査をすること。

別表 3

項目	工事概要
	事前調査
	石綿作業主任者、特別教育修了者(修了証等の写しを添付)
	施工方法
	管の撤去方法
	切断等の作業(作業があれば記載)
	撤去管の運搬・処分 (建設廃棄物処理委託契約書等の写しを
	添付)•一時保管
	保護具等
	保安設備等(掲示、立入禁止等)
	緊急時の対応
	作業記録
	その他